

知事は医療費削減、病床数削減のイニシアチブを取るな

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事ならびに関係理事者に伺います。

まず、地域で安心して住み続けられるための、高齢者のケア保障における京都府の役割についてです。現在、病院常勤勤務医は引き続き不足し、代表質問でも指摘した伊根町での交通事故の際に、近くに北部医療センターがあったにもかかわらず、ドクターヘリは公立豊岡病院に向かわざるをえない状況もありました。さらに開業医さんの高齢化問題もあり、在宅そのものを支えられない事態が広がっています。こうした現実に加え、医療や介護にかかる負担も、現在、増え続けております。

こうした中、今年度は、診療報酬と介護報酬、さらに障害福祉サービス等報酬のトリプル改定が行われました。また、医療費適正化計画、地域医療計画、介護保険事業支援計画が新たな期を迎え、さらに国民健康保険の都道府県化が始まりました。京都府はこれらについていずれも責任と権限を有することになっています。

そもそも2013年12月に強行された「社会保障改革プログラム法」第一条の「目的」で「健康は自己責任」とする立場を示し、今後、都道府県単位で医療や介護のコントロールを図ることで、給付費を抑制しようと政府はしてきました。その基本に「医療費適正化計画」が据えられ、今年度から6ヵ年計画に変わり、地域医療計画等のサイクルと合わせることとなりました。

本府の「第三期京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」では、これまでと同様に、医療費抑制事態を目的としないとしていること自身は、私は大切なことだと受け止めています。

また、上位計画である本府の「保健医療計画」の基準病床数は減少している一方、「地域包括ケア構想」では、2万9957床として、現状より増えるとなりました。これも療養病床を始め高齢化のもとで医療圏ごとにさらに必要な地域があることの反映でもあると考えます。

しかし政府は病床機能報告と2025年のベッド数の推計値の差・最大20万床の削減が必要として、今後「地域医療構想調整会議」で、機能分化と連携、病床削減等を、公立病院、公的医療機関の再編も含め、協議し、本府も二年以内をめどに「対応方針」としてまとめていくことになっています。都道府県が医療提供体制や医療給付の司令塔としての役割を担う仕組みが導入されているもとの、知事の基本的な姿勢やそれにとまらぬ取り組みが極めて重要となります。

そこでまず伺います。中期的な医療費の推移に関する見通しや地域包括ケア構想の目標と考え方を踏まえるなら、本府が医療費の削減やベッドの削減圧力の役割を担ってはならないと考えますが、知事はどう考え、どう行動されますか、お答えください。

また、都道府県には、医療機関同士のベッド数等の調整が難しい場合、医療機関への命令や罰則を含めた強い権限を担わされ、さらに厚生労働省が調整会議の開催状況や検討内容までチェックするという、トップダウンの厳しい監視のもとで具体化がされていきます。それだけに、知事の命令等の手段を使わないと明らかにすることが論議を民主的に行う上で必要な条件と考えますが、その点、どう考えられますか、明確にお答えください。

また今後、地域医療構想調整会議が、順次開かれていく予定です。私は今年の2月議会本会議質問で調整会議は公開のみでなく、住民との意見交換をするように求めましたけれども、前の知事は「調整会議を行っていき公開していくことによって、また住民の皆さんの意見をパブリックコメント等できっちりと循環させていく。こういう形をとるのが一番正しい」と答弁をされました。しかし、パブリックコメントは、いずれも数件で、高齢者の皆さんをはじめとした、患者さんや介護が必要な方の医療や介護の実態と要望は直接反映しにくい仕組みとなっています。このため、少なくとも折々の時期に住民説明会と意見交換会を開くことが私は必要と考えます。今後の構想地域ごとの調整会議の開催メドやテンポを含め具体的にお答えください。

地域医療を崩壊に道を開く都道府県別診療報酬を活用するな

次に都道府県単位の診療報酬についてです。今年6月に財務省が財政制度等審議会財政制度分科会で、高齢者の医療の確保の法律第14条「都道府県別の診療報酬」の設定の活用を提案しました。これに対し日本医師会会長は「県境における患者さんの動きに変化をもたらし、それに伴う医療従事者の移動によって地域における偏在が加速することで、医療の質の低下を招く恐れがある」と反対の姿勢を示されました。ところが、奈良県が3月に策定した第3期医療費適正化計画では、医療費の削減目標を平成23年度に達成するのが困難な場合、全国とは異なる診療報酬を設定するよう、国への意見提出の検討を方針として掲げており、関係者に衝撃が走っています。仮に1点10円の診療報酬を9円とすると、他県より10%医療費が安くなることとなります。これでは、安い自己負担の地域とそうでない地域が生まれ、一方、医療機関にとっては、同じ医療を行っても、いわゆる収入が低い地域と高い地域が生まれてしまいます。フリーアクセスと自由開業制が保障されている日本の医療制度において、地域医療はまさに崩壊を促進させてしまうのではないのでしょうか。もともと地域別診療報酬の導入は、前京都府知事が2008年頃に医師確保策として国民健康保険の都道府県化と一体に打ち出し、他府県知事から大きな反対があり、具体化できなかったものの、特例として法律に盛り込まれていたものであります。

そこで伺います。医療費適正化のための都道府県別の診療報酬の導入について、本府は活用すべきでないと考えますが、ご所見を伺います。また、医療崩壊に道を開く制度は撤回すべきです。国に働きかけるべきと考えますがいかがですか。

保健師の欠員状況を改善せよ

この問題の最後に、市町村や地域を支える保健所の体制強化についてです。

西脇知事になり、「健康寿命延伸対策の総合的な推進体制の整備」として、「保健所の企画調整室と保健室を再編し、地域包括ケア推進に係る市町村支援の体制を整備する」と6月1日から執行体制が改変されたとお聞きをしております。しかし、支援体制を担う肝心の保健師さんの実数はどうでしょうか？保健所全体の増員はなく、逆に、知事部局では6月1日時点で14名の欠員が生じ、いくつかの保健所で欠員となっているとお聞きをしております。その後、採用の努力はされているようですが、その見通しはどうかになっているのでしょうか。

私はこれまで、高齢者のケア保障を地域で実施していく上で、保健師の役割が極めて重要であり、地域で住み続けられる条件を整備するため、本府として保健師確保を求めてきました。しかし、地域包括ケアの市町村支援体制を強化するという名目と、増員されず逆に欠員が生じている実態と対応があまりに違うのではないのでしょうか。

さらに今年四月からの育休取得中職員 13 名に対し、正規職員での代替の配置は、今年度ついにゼロとなり、官製ワーキングプアといわれる臨時職員・嘱託職員さんが現場を支える事態となっています。子育て環境日本一を掲げながら、10 数年来なかったことが起こっているわけであります。

そこで伺います。保健師の欠員充足、正規職員での産休・育休代替について、どう対応されるのか、具体的にお答えください。

【西脇知事】 光永議員のご質問にお答えをいたします。安心して住み続けられるための高齢者のケア保障についてであります。超高齢社会の進展に伴い、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年には、2015 年と比較して、後期高齢者は約 1.5 倍、在宅療養者は約 2 倍になると見込まれ、医療、介護、福祉を効果的・効率的に提供するとともに、その地域に相応しいバランスの取れた医療、介護の体制づくりを進める必要があると考えております。このため、国から提供されたデータに加えまして、全病院に対するヒアリングや、入院患者の受療状況の独自調査・分析を実施し、地域の状況をふまえた、地域包括ケア構想を平成 29 年 3 月に策定したところでございます。

この構想を具体化するため、京都府では医療費や病床削減自体を目的とするのではなく、府民の皆様健康長寿を実現する立場から健康作りや介護予防を進める保健医療計画や高齢者健康福祉計画、中期的な医療費の推移に関する見通しなど、関連いたします計画を昨年度に策定をいたしました。とりわけ、医療・介護サービスの確保につきましては、二次医療圏ごとに開催する地域医療構想調整会議におきまして、地域の現状や課題を関係者で十分確認しあい、それぞれの病院設置者の理解を得ながら回復期病床等の必要性や在宅医療の在り方の協議を進めているところでございます。このためにも、地域医療介護総合確保基金などを活用いたしまして、訪問診療に必要な、携帯用超音波など、医療機器の整備への支援、また、地域で必要となる病床機能への転換をはかる病院や在宅療養を充実する病院に対するハード・ソフト両面の支援に加えまして、今年度、新たに訪問介護士の医療及び介護のレセプト請求等、事務負担の軽減を行い訪問介護サービスの提供量を増加させることなど取り組んでいるところでございます。

今後とも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町村、医師会、病院団体などのご理解を得ながら地域包括ケアの実現に努めてまいりたいと考えております。

【松村健康福祉部長】 地域医療構想調整会議についてでございますが、二次医療圏ごとに地元医師会を始め、病院、介護福祉施設、医療保険者、市町村等を構成員として、癌や脳卒中、転倒による骨折などの罹患状況や、圏内での受診状況など、現状や課題を共有し、それぞれの地域の中で果たす病院の役割、在宅療養の進め方、介護施設の連携などについて検討をしていくこととしております。このため、各圏域の状況により、一律に行うのではなく、市町村単位や、あるいは看護部長に

よる在宅療養支援課題などのワーキングなどを設け、きめ細かに協議することとしております。

また、府民との意見交換についてでございますが、これまでからも「出前語り」を通じて実施しているところであり、今後もご要望に応じて開催してまいりたいと考えております。

都道府県別の診療報酬についてでございますが、診療報酬の特例として、平成20年に創設されたものでございまして、例えば、京都府南部から奈良県に行かれたり、あるいは大津市内から京都市内に来られるなど、府圏域を超えた受診が一般化する中で、医療費や患者負担が府県ごとに異なることは地域住民や医療の現場に混乱をもたらすこと、また、医療費適正に向けた実効性には疑問があることなど懸念すべき点が多くあると思っております。診療報酬特例の活用については、国において都道府県の意見を踏まえ、中央社会保障医療協議会での諮問、答申を経て検討されることから、国に対し丁寧な、また、慎重な対応を求めていくこととしております。

次に、保健所における体制についてでございますが、少子高齢化が進行する中、切れ目のない少子化対策や、地域包括ケアの推進をはかるため、医療、介護、福祉に関わる様々なデータの分析による地域課題に応じて、市町村支援や広域のかつ効果的なサービスを行う体制の確立が求められているところです。こうした課題に対応するため、本年6月1日に実施した執行体制の見直しにより、全ての保健所の保健室に地域支援事業等に取り組む市町村を支援するため、新たに地域包括支援担当を設置いたしますとともに、母子保健に関する市町村支援を明示するため、健康支援担当を健康母子保健担当に改めたところでございます。保健師の人材確保につきましては、昨年度来、4度に渡り採用試験を実施し、体制の確保に努めてまいりました。しかしながら、合格者の辞退等により欠員が生じ、そうした現状では育児休業の代替職員に正規職員を配置することができなかったものであり、引き続き欠員の解消にむけて人材確保の取り組みを進めているところです。

【光永】 再質問させていただきます。まず、調整会議で調整がつかなかった場合の知事の権限の活用については、ご答弁がなかったように思いますので、お答えいただきたいと思っております。

それと、地域医療を考える上でベッド数は本当に大事なことなので、減らす強制はしないことを明確に述べていただきたいのですけれども、少なくともですね、調整会議で意見交換会、あるいは調整会議が終わったあとで意見交換会など、住民との関係でやるべきではないのか、やらない理由はなぜかをお知らせいただけますとともに、出前語りでやっていきますということだったので、それだったら今まで計画策定過程でこの出前語りが何回、何人参加されたかを具体的にお聞かせください。

もう一点は、もともとですね、診療報酬の都道府県単位化については、先の答弁は丁寧に慎重に行っていくという話がありましたけれども、危険性はあると仰られたものの、「丁寧で慎重な対応を政府に求める」では困るわけです。京都府だけではなくて、お隣の奈良県がそのことを検討を始めている、ということになれば、こういう制度そのものがどうなのか、というのを言わなければならない時期に、私は来ているのではないかと思うんですね。実際、京都の場合は、2009年5月から始めた京都府あんしん医療研究会、ここで前知事の提案に基づき論議をしてきたけれども、2009年11月の第6回検討会で、「診療報酬の加減算による経済的なインセンティブを導入」とあった記述

が削除されましたよね。つまり、知事は提案をしようとしたけれども、京都府の会議の中ではそれは現実性がないということで削除をされて、議会の場で理事者からこういう説明がありました。「委員から研究会として提案するだけの実現可能性や有効性を問う意見があり削除した」と説明があったと思うんですね。その意味では、この考え自身は変わらないんでしょうか。そのことについてお答えをいただくとともに、それが分からないのであれば丁寧に慎重にというふうに政府に求めるのではなくて、政府は導入すべきではない、あるいは制度そのものはあるので、撤回すべきではないか、そのことを求めるべきと思うんですがいかがですか、お答えください。

【西脇知事】 権限について再質問をいただきました。先にもお答えしました通り、地域の現状や課題を、関係者と十分に確認しあつたうえで、それぞれの病院設置者の理解を得ながら、必要なサービスの確保、推進に努めてまいりたいということでございます。いずれにいたしても、関係者の理解を得ながら推進してまいりたいというふうに考えております。

【松村健康福祉部長】 府民との意見交換に係ります、出前語らいの回数でございますけれども、28年、29年の2年間で10回、約780の方が参加されているところでございます。今後もご要望に応じて出前語らい等を活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、都道府県別の診療報酬の設定の関係でございましてけれども、制度創設時から、私ども京都府、また全国知事会を通じてでも、この慎重な対応について国に対して強く求めているところでございます。引き続き慎重な対応について求めていきたいと考えているところでございます。

【光永】 是非ですね、西脇知事には、患者さんとか職員さん、こうした皆さんの声に耳を傾け、医療費削減方針を京都で具体化させないように、またそのイニシアチブを取らないようにしっかりと舵取りをしていただきたいと思います。また保健師さんについては7月1日時点で欠員がまだ5人と伺っていますので、産休育休代替を正規で行うことも含め、その確保と計画的採用を本格的に取り組まれるよう強く求めて、次の質問に移ります。

京都府で戸別所得補償に準ずる独自施策を今こそつくるべき

【光永】 次に種子条例の制定など、農業問題についてです。

昨年度の国会において、コメの生産調整について国の生産目標数量配分の廃止、戸別所得補償、農作物の直接支払制度の廃止、種子法の廃止、農業競争力強化法、日欧EPA、TPP11の推進など、安倍政権において、農業者、農村地域よりも経済界や規制改革推進会議の意向に沿った農政の改悪が、この間進められました。

特に、農家の収入を下支えしてきた戸別所得補償制度の復活を求める声は多く、国会には「農業者戸別所得補償法案」が提案されています。

国は「もうかる農業」というものの、コメ価が安すぎて将来の見通しが立たず、また、農機具や

設備の負担も大きく、更新代が出せないという声も出されています。これでは営農意欲も失われ、後継者も中々生まれにくくなっているのではないのでしょうか。

実際、府内の基幹的農業従事者数は、2005年の約24000人から2015年に約17000人と30%近く減少し、また、65歳以上の基幹的農業従事者は全体の70%以上で高齢化に歯止めがかかっていません。更に府域は中山間地域が多く、農家1戸当たり耕地面積は全国平均207.5アールに比べて京都は100.3アールであり特に小規模農家が多くあります。

そこで伺います。京都府における農業の実情を知事はどのように認識しておられるのでしょうか。また、アグリビジネス化を押し進める安倍農政についても、どのような認識を持っておられるのか、お答え下さい。

農家や営農法人を守るということは、それをなりわいにする人たちの生活を守るということに留まらず、防災や景観、地域コミュニティをはじめ多面的機能があります。これらを評価し、小規模農家や集落営農を維持する支援を本気で行わなければ、地域そのものの存続ができない事態が広がってしまいます。

先日私は、議員団で保津の集落営農法人に話しを伺いましたが、「法人売上が約2100万に対して費用が約2800万円もかかっており、この差を補助金で埋めることでかろうじて決算が黒字になっていた」、しかし「コストダウンをやるが、限界がある。戸別所得補償がなくなったら赤字になるだろう」、こういう厳しい状況が語られました。また丹後の営農法人では役員給与は、理事長が月3000円ほど、その他の役員もほぼボランティアでやられているとお聞きしています。農家の皆さんは「集落営農が地域を守る最後の砦だ」として様々なご努力をされていますが、多くは厳しい状況におかれている上に、戸別所得補償が無くなったため、運営そのものに大打撃となっています。

そこで伺います。京都府で戸別所得補償に準ずる独自施策を今こそつくるべきです。また、新規就農者の独立当初の設備投資に対する融資制度の拡充や農機具購入助成制度の創設が必要ではありませんか。お答えください。

予算措置を伴う種子条例の制定を

【光永】次に主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止に関わっていくつかお伺いします。

種子法は第二次世界大戦後、1952年に、国民の命に関わる食糧の安定供給のために、国の責任でコメ、大豆、麦などの種子確保を行うために作られ、国が予算措置をし、各都道府県が地域の条件に適した種子の研究開発と普及を行ってきました。

ところが、この重要な種子法について、2016年10月の規制改革推進会議等の合同会議で廃止について初めて議題に挙げた後、2017年2月に閣議決定、国会審議もたった12時間という異常な短さで、2017年4月には廃止案が可決されました。

我が党は「都道府県と関係者が積み上げてきた高い安全性と公共性を持つ種子の生産、普及体制が崩壊する危険があること」、「品種の圃場の審査等に対して予算的な裏付けがなく、現状が継続される保証がないこと」、「現在でも民間企業による育成品種が奨励品種となるなど、民間に不利とは言えない上、むしろ開発に掛かるコストが増えて、種子価格が上がる危険がある」と指摘し種子法

廃止に反対をしました。

種子法が廃止されたもとの、3県が条例制定し、京都府も含め44都道府県が要綱・要領等で種子生産体制を継続する方針を出す事態となりました。国会には、全国60以上の地方議会から万全の対策を求める意見書が提出されており、また、我が党も含めた野党6党共同で種子法復活法案も国会に提案されています。

また「農業競争力強化支援法」に「都道府県が持つ種苗に関するノウハウを民間事業者を提供する」という条項があり、日本の知見が「モンサント」のような海外バイオメジャーに流出していく危険も指摘されています。5月15日の日本農業新聞によれば、農林水産省は農家が購入した種苗から栽培をし、そこから得た種苗を栽培に使う自家増殖を原則禁止へと、方針を転換することで検討に入ったことが報じられました。これは新品種開発を行った種苗会社が独占的に種苗を利用する、育成権を強化するものです。政府が現在進めている民間企業が参入しやすい環境づくりの先に、海外バイオメジャーが日本の知見を特許化し、農家は特許料を払って種子を購入しなければならない、国民の食糧主権が脅かされていく事態が起こりえます。

本府では、一つの品種を6年かけて開発するなど、職員さんらによる粘り強い努力が積み重ねられ、また現在、温暖化に対応した暑さに強いコメの新種開発を行い、2021年に市場投入計画もあるとお聞きしています。

今年度は種子関連業務に関する地方財政措置が継続されることとなったとはいえ、予算確保の根拠になっていた種子法が廃止されたため、今後、中長期的に地方財政措置が継続されるかどうかは不透明であります。

そこでお伺いします。本府において、中長期的にどのような種子生産体制を維持していこうと考えているのか、府の予算措置も含めてご所見をお聞かせ下さい。

新潟県、埼玉県、兵庫県では、全会一致で県内の主要農作物の品質確保や安定的な生産を目的とした「種子条例」が、成立しました。埼玉県条例では「県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう求めるものとする」として、財政上の措置をとることが明記されています。現在、本府は要領のみであり、しかも財政上の措置は明記されていません。今後、本府の種子生産、普及への関与が弱まっていけば、種子の価格高騰や、種子の多様性が失われ食の安全性が脅かされることにも繋がりがかねません。集落営農や小規模農家が京都の農業を守ってきた歴史からしても、民間の何倍も高い種子の購入を強いられれば、経営がより苦しいものになることは明らかではないでしょうか。

また、種子の多様性があることは、気候変動やウイルス被害などのときに壊滅的な被害を防ぐことに役立ち、食糧保障にも繋がります。コメだけでも現在、地域の実情にあった300品種が作られていると言われていています。府の公的関与が弱まり民間企業に任せていくなれば、多様な品種維持は不効率とされ、利益をもたらさない種子は維持されなくなる可能性があります。

そこで伺います。京都府でも、財政上の措置を明記した条例を作るべきであると思いますが、いかがでしょうか。さらに、府が必ず生産に関与すると要領等で明記する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【綾城農林水産部長】 農業問題についてであります。中山間地域の多い本府の農業は、小規模で生産性が低く、コスト面で不利な状況におかれておりますが、農村地域の景観形成や防災など多面的機能を果たしているところであります。これらを担う小規模農家を支えることが重要なことから、中山間地域への補助要件緩和などきめ細やかな制度を国に対して強く要望しております。

一方、国では農業を魅力ある成長産業と位置づけ、農地の大規模集約による生産コストの削減や6次産業化、輸出促進等により、もうかる農業を重点的に推進することが示され、京都府では国の制度も活用し、農業経営の多角化や6次産業化などの取り組みを積極的に支援しており、こうした施策は若者が夢を持って就農する意欲を喚起するうえで大切な取り組みと認識しております。

コメ政策の見直しをふまえた農家の所得確保にむけては、府の所得補償ではなく、府独自施策として、第1に共同機械導入などによるコメ生産の低コスト化、第2にニーズに応じた京都産コメの市場評価向上と販路拡大、第3に京野菜などの高収入作物への転換、拡大が重要との考えから、これらを柱とした京のコメ農家維持緊急対策事業費を予算化いただいたところであります。また、酒米への転換などに応じて、個々の農家に直接交付される産地交付金制度が地域の取り組みに活用しやすいことから、国に対し、その充実を強く要望しております。

さらに、小規模な農家を集落ぐるみで守るためには、農村コミュニティの強化が必要なことから、組織作りによる農道、水路など生産基盤の維持や、店舗など生活基盤の共同運営、さらにはなりわい作りのための農家レストランなどを推し進め、京都の多様な農業を将来に渡って守って参ります。

新規就農者につきましては、独立直後の負担を軽減し、安定した農業経営が開始できるよう、これまでから農業機械のリース費用の支援、機械設備の補助制度、無利子無担保で借りられる青年等就農資金などの融資制度によりまして、しっかりと支援してきたところです。さらに、京の農業応援対により、技術、経営両面から伴走支援も実施しておりまして、新規就農者の定着率は9割を超える成果をあげています。

主要生産物種子法の廃止は、より広く、民間事業者との連携を促し、種子の開発、供給を活性化する狙いがありますが、民間事業者が直ちに種子生産に参入する状況にはないことから、農家が困らないよう、府が育成してきた酒米や現在育成中の新種などの種子を安定供給していくことが不可欠と考えております。このため、まずは条例ではなく、種子生産に係る要領を新たに制定、府が行う原種生産に必要な予算を計上いたしますとともに、普及指導員による検査体制も維持しながら、府が主体となって、良質かつ安定的な種子を生産しておりまして、こうした取り組みを検証しながらしっかりと施策の充実を進めてまいります。

【光永】 農家と農村・集落の存続は、先程来、本議会でも他の議員から指摘がありましたように、まさに待たなしの厳しい事態に陥っていると考えています。国の戸別所得補償制度が廃止をされたことによって、これはどういうことかという、本来、営農するために支援をする所得補償制度が政治の責任によって制度を廃止したことで現場を追い詰める、こんなことがあっては絶対にならないと私は考えます。昨年ですね、本府に戸別所得補償として支払われた総額が約8億円という話

がありました。これに加え、京都府もいわれてましたけど、EPAとかTPP11とか、それらの影響がコメだけではなく全体で18億円あります。そうなりますと、圧倒的な負担が現場にのし掛かる、これは全部政治の責任でおこることになっていくわけで、だからこそ速やかに所得補償に見合う支援策等が、私はどうしても必要だと。とりわけ、大規模化だとかもうかる農業とか政府がいいですけども、実際はそうはなっていない、あるいはそうできる条件のない不利地が一杯あるわけだから、だから京都府として本格的な所得補償に見合う支援制度を求めておきたいと思います。

種子法については、例えばコメの「みつひかり」という品種は、国内化学メーカーの販売価格が試験場等の種子に比べ10倍と言われています。これらを独占的に販売することになっていけば、これまで京都府をはじめ自治体が開発してきた多様な種子の保存と利活用に将来重大な影響がでる可能性がありますので、そうならないよう、今から腹をすえた取り組みが必要なんです。だから条例が必要だと、財源措置が必要だと、そのことを厳しく求めて質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。